

目 区 国 第 9 2 7 号

令 和 2 年 5 月 1 1 日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

委 員 （ 氏 名 ） 様

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 三 木 健 二

(公印省略)

令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催について

本日、目黒区国民健康保険条例の一部を改正するにあたり、目黒区長から本協議会に対して別添写しのとおり諮問がありました。

これを受けまして、令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会を書面により下記のとおり開催します。特例的な会議運営となりますが、緊急な事態の下での対応となりますので、ご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、令和2年5月1日付けにて、委員の皆様へ書面開催に関してご同意いただきますようお願い申し上げたところですが、全委員の皆様から同意の回答をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

記

1 日 時 令和2年5月11日(月)～令和2年5月19日(火)午後(予定)

※書面による開催

2 議 題 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

3 会議開催(書面開催)の進め方 別紙1のとおり

※諮問事項への賛否への回答、意見等は、別紙2・3にて**5月15日(金)〆切(必着)**でご提出ください。なお、可否判断に関わるようなご質問は、事務局宛てに電話等で照会の上、ご回答ください。

4 送付資料

(1) 本通知「令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催について」

・別紙1「令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会(書面開催)の進め方」

・別紙2「諮問事項に対する賛否(回答)」(回答様式)

・別紙3「令和2年5月11日付けにて目黒区長から目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会に対して諮問された事項に係る質問・意見等について」(質問提出様式)

*別紙1・2のHP掲載は省略

- (2) 令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第
- (3) 諮問文(写)
- (4) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料「新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金の創設について」
- (5) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

5 その他

(事務連絡事項を記載)

以 上

【事務局】目黒区生活部国保年金課管理係

令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
(書面開催)の進め方

1 定足数確認

本会議は、令和2年5月1日付けの本協議会会長名による書面開催への同意依頼に対して、全委員から同意の回答をいただきましたので目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第2項の定足数に達したものとみなし、書面により開催するものです。

2 会議録及び署名委員

会議の結果は、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問及びこれに対する事務局からの回答とともに議事録として整理いたします。署名委員の方には、その内容をご確認いただいた上、別途、ご署名をいただきます。なお、議事録は要点筆記とし、確定した議事録は区ホームページで公開します。

3 諮問事項

別添、諮問文(写)のとおりです。

4 議 題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(1) 内容説明

別添の目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金制度の創設について」をご参照ください。

(2) 諮問事項への賛否及び意見等

原案を可とするか否かするかの回答を別紙にて事務局あてにご提出ください。

ご質問、ご意見等についても合わせて提出ください。いただいたご質問、ご意見は取りまとめた上で、後日、回答を採決の結果とともにお送り致します。

なお、可否判断に関わるような質問は、事務局宛てに電話等で事前に照会の上、賛否の判断をしていただきますようお願いいたします。

※提出〆切は5月15日(金)必着でお願いします。

(3) 採決

各委員からの賛否回答、意見等を事務局にて集約の上、集約結果を会長に報告。

会長の確認の下に諮問事項について賛否(採決)【採決は5月19日午後実施予定】

5 答 申

会長確認の下、採決結果を受けて答申文を作成。会長から区へ答申。

※答申文(写)及び意見等の集約結果と回答・説明を各委員に報告(郵送)。